

再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務仕様書

1. 業務名

再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務

2. 業務の目的

本県では、令和3年3月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定し、主要施策に「地域振興や産業振興につながる再生可能エネルギーの導入促進と適切な維持管理の推進」及び「県民が一体となって取り組むための普及啓発」を掲げている。

本事業は、再生可能エネルギーを活用した地域振興の機運を醸成するため、地域の担い手である県民、事業者及び自治体職員を対象に、再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会を行い、「住民主体の再エネによる地域振興」や「再エネと地域の共生」について知見を広げてもらうことを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4. 業務の内容

県内3カ所で開催する再生可能エネルギーに関するセミナー・意見交換会の実施及びこれに必要な事前準備・事後対応

- ・対象：県民、事業者及び自治体職員
- ・開催回数：3回（開催会場：松江市、浜田市、大田市、飯南町、邑南町、津和野町及び隠岐の島町のうち3市町を選定）
- ・開催時期：9月から1月
- ・開催方法：対面（講師のみオンライン可）
- ・内容：以下のテーマを全て含む実施内容を提案すること。
 - ① 再エネを活用した住民主体の地域振興事例
 - ② 地域と再エネの共生のために留意すべき点

5. 各実施項目の詳細及び留意事項

①事前準備

実施項目	留意事項
詳細計画の立案、策定及び3市町を選定	・島根県と連携し調整して進めること。
県／開催市町との調整	・セミナー開催にあたり県／開催市町と十分な連絡・調整を行うこと。
実施体制の整備	・講師、事例発表者等を確保すること。 ・通信環境が安定している会場（有線LANで接続）を選定すること。（講師がオンラインの場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・募集チラシを作成すること。 ・開催市町の協力を得ながら、効果的な広報・募集を行うこと。 ・円滑な実施ができるよう必要な調整・連絡を行うこと。
資料等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーで使用する資料等は受託者において作成すること。
実施判断	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等によりセミナーの開催が危ぶまれる場合は、参加者の安全の確保を最優先とし、開催の可否について県と協議すること。 ・自然災害等によりセミナーの開催ができなかった場合は、その開催方法・内容について、別途県と協議すること。

②セミナーの実施

実施項目	留意事項
セミナーの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営、受付等の準備・撤収を行うこと。 ・講師、スタッフ等の関係者にはネックストラップ等を身につけさせ、関係者であることが分かるようにすること。 ・セミナーの円滑な進行を担うこと。 ・参加者に対しアンケートを実施すること。
オンライン環境の整備 (講師がオンラインの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日までに接続確認等の通信環境テストを行うこと。 ・Zoom等のウェブ会議システムを使う場合、入退室管理者を1名配置すること。
参加者の安全確保及び施設の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の安全確保を最優先に対応すること。 ・施設の適正利用に留意すること。

③事後対応

実施項目	留意事項
実績報告書の作成、提出	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を作成、提出すること。(セミナー内容、アンケート集計結果等) ・業務で作成した資料やチラシ等の成果物及びセミナーの様子が分かる写真を添付すること。
精算業務	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等への謝金や会場使用料の支払い等、一切の支払いを行うこと。

6. 個人情報の保護

- ・開催にあたり収集した情報は、契約約款及び特記事項に基づき適正な管理を行うこと。

7. 納入物件

(1) 委託業務完了報告書 1部

(2) 実績報告書 1部

セミナーの概要、参加人数、写真、アンケートのとりまとめ、実施内容の課題整理を行い、今後の改善点等を記載したもの。

(3) 上記の電子データ 一式

8. その他

- ・受託者は、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。
- ・実施にあたっては、契約書及び本業務仕様書によるほか、県の指示によらなければならない。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、県の指示に従い、業務を遂行するものとする。
- ・契約に要する経費は受託者の負担とする。